

栃木市条例第 37 号

栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、道路等における喫煙に関するマナーの推進に関し、市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、路上喫煙マナーアップ推進区域及び路上喫煙禁止区域を指定することにより、市民等の身体及び財産の安全を確保し、快適な生活環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 道路等 道路、公園、広場その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる場所を除く。）をいう。
- (4) 路上喫煙 道路等においてたばこ（たばこ税法（昭和 59 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する製造たばこをいう。以下同じ。）を吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。ただし、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車（同法第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内において、当該自動車の外に喫煙によるたばこの煙が流出することなく、当該行為を行うことを除く。

- (5) 喫煙マナー 歩きながらたばこを吸う行為、火の付いたたばこ又はたばこの吸い殻を道路等に捨てる行為その他の他人に迷惑を及ぼす喫煙及び生活環境に悪影響を及ぼす喫煙に係る行為をしないよう努めることをいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、路上喫煙をする場合は、喫煙マナーを守らなければならない。

- 2 市民等は、市が実施する喫煙マナーの推進に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、従業員その他事業活動を行う者に対し、喫煙マナーの向上を図るための指導及び助言を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する喫煙マナーの推進に関する施策に協力するものとする。

- 3 たばこの製造及び販売事業を行う者は、喫煙マナーの向上のための自主的な取組を実施し、喫煙マナーの推進を図るよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、喫煙マナーの推進のために必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、市民等又は事業者が行う喫煙マナーの向上に関する活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(路上喫煙マナーアップ推進区域)

第6条 市長は、市民等の通行が多い道路等のうち特に喫煙マナーの向上を図る必要があると認める区域を路上喫煙マナーアップ推進区域（以下

「推進区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、推進区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の規定は、推進区域の変更及び指定の解除について準用する。

(推進区域における施策の実施等)

第7条 市長は、推進区域において喫煙マナーの向上により誰もが快適に過ごすことができる生活環境の実現に向けた施策を重点的に実施するものとする。

2 市民等は、推進区域において路上喫煙をする場合は、備付けの灰皿のある喫煙場所において喫煙し、又は携帯灰皿を使用し、周囲の者に迷惑にならないように十分に配慮しなければならない。

(路上喫煙禁止区域)

第8条 市長は、推進区域のうち市民等の通行が特に多い区域及び火災予防が必要な伝統的な建造物の残る区域を路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該禁止区域に標識を設置する等により周知を図らなければならない。

3 前項の規定は、禁止区域の変更及び指定の解除について準用する。

(禁止区域における路上喫煙の禁止)

第9条 市民等は、禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が喫煙場所として指定した場所においては、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。